

京都どこでもインターネット（KYOTO Wi-Fi）の整備運用業務に関する事業者の選定を公募型企画競争方式により実施しますので、次のとおり公募します。

平成27年10月15日

京都市長 門川 大作

1 企画競争に付する事項

(1) 件名

京都どこでもインターネット（KYOTO Wi-Fi）の整備運用業務委託

(2) 委託期間

平成27年12月14日から平成29年12月31日まで

(3) 委託内容

別紙1「京都どこでもインターネット（KYOTO Wi-Fi）の整備運用業務に関する委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、実際の契約に当たっては、本プロポーザルでの提案内容やその後の協議により内容が変更される可能性がある。

2 上限額（委託期間における総額）

3,888,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 プロポーザルの参加資格要件

- (1) 京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であること。ただし、上記登載者以外であっても、以下の条件を満たす者に限り、プロポーザルへの参加を認める。この場合、ア及びイを証明する納税証明書、登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）並びにウ及びエに係る誓約書を、参加表明書と同時に提出すること。

ア 法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税の未納がないこと。

イ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

エ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(2) 京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者にあつては、参加表明書の提出の日から契約締結の日までの間に京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項に規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条に規定する総務大臣の登録を受けた電気通信事業者であり、提供する電気通信役務として「公衆無線LANアクセスサービス」の登録を受けていること。

なお、参加表明書の提出の日に上記登録を受けていない者であっても、契約締結の日までに上記登録を受ける予定であればプロポーザルへの参加を認める。

(4) 本委託業務と同等規模以上の公衆無線LANシステムを整備運用した実績があること。

(5) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、コンソーシアムの全ての構成員が(1)及び(2)の要件を満たすとともに、少なくとも1者が(3)及び(4)の要件を満たすこと。

4 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、参加表明書、企画提案書等を持参のうえ、後記「10 問合せ及び提出先」に提出すること。

(1) 関連書類の交付

ア 交付期間

平成27年10月15日（木）午後2時から同月29日（木）午後5時まで

イ 交付書類

(ア) プロポーザル説明書 京都どこでもインターネット（KYOTO Wi-Fi）の整備運用業務に関する受託事業者の公募について

(イ) 別紙1 京都どこでもインターネット（KYOTO Wi-Fi）の整備運用業務に関する委託仕様書

(ロ) 別紙2 京都どこでもインターネット（KYOTO Wi-Fi）の整備運用業務に関するプロポーザル企画提案書等作成要領

- (イ) 別紙3 京都どこでもインターネット (KYOTO Wi-Fi) の整備運用業務に関する
提案内容評価要領
- (ロ) 別紙4 京都どこでもインターネット (KYOTO Wi-Fi) の整備運用業務に関する
提案内容評価表
- (ハ) 様式1 参加表明書
- (ニ) 様式2 会社概要
- (ホ) 様式3 企画提案書記載事項確認書
- (ヘ) 様式4 見積書
- (コ) 様式5 京都どこでもインターネット (KYOTO Wi-Fi) の整備運用業務に関する
協定書

ウ 交付場所

京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報の総合企画局のホームページ上において交付する。ホームページのURLは次のとおり。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-3-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 参加表明書等の提出

次の書類を期限までに、郵送又は持参により提出すること。提出期限において、提出すべき書類の一部が未提出である場合は、本プロポーザルへの参加を認めない。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書 (様式1)

コンソーシアムを結成して参加する場合は、各事業者の役割分担を記載した資料 (様式は任意とする。) を添付すること。

(イ) 会社概要 (様式2)

前記「3 プロポーザルの参加資格要件」の(3)及び(4)を満たすことを証明する資料の写しを添付すること。

コンソーシアムを結成して参加する場合は、全ての事業者の会社概要を提出すること。

(ロ) 直近年度の決算書

(ハ) 本市の入札有資格者名簿登載者以外の者の参加資格確認書類

本市の入札有資格者名簿登載者以外の者については、前記「3 プロポーザルの参加資格要件」の(1)に記載した書類を提出すること。

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

平成27年10月29日(木)午後5時(必着)

(3) 企画提案書等の提出

別紙2「京都どこでもインターネット(KYOTO Wi-Fi)の整備運用業務に関するプロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき、別紙4「京都どこでもインターネット(KYOTO Wi-Fi)の整備運用業務に関する提案内容評価表」に掲げる全ての評価項目について、企画提案書に記載し、次の書類を期限までに郵送又は持参により提出すること。提出期限において、提出すべき書類の全部又は一部が未提出である場合は、失格とする。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書(企画提案書記載事項確認書(様式3)をとじたもの)

(イ) 見積書(様式4)

※ コンソーシアムを結成して参加する場合は、京都どこでもインターネット(KYOTO Wi-Fi)の整備運用業務に関する協定書(様式5)の写しを併せて提出すること。

イ 提出部数

(ア) 企画提案書(企画提案書記載事項確認書(様式3)をとじたもの)

a 使用印鑑を押印したもの(提出部数:1部)

表紙には、商号又は名称、代表者又は受任者の職及び氏名を記載したうえ、使用印鑑(入札、見積り、契約の締結、変更及び解除並びに代金の請求及び受領その他契約の履行に関する書類に使用する印鑑として本市に届け出たもの。以下同じ)を押印すること。

なお、本市に使用印鑑を届け出していない事業者については、使用印鑑届を提出すること。使用印鑑届の様式は、京都市行財政局契約課のホームページに掲載している。<http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/sanka/sanka.htm>

b 使用印鑑を押印しないもの(提出部数:3部)

(イ) 見積書(様式4)(提出部数:1部)

(ロ) 上記(ア) a 及び(イ)の電子データ(使用印鑑を押印したものをPDF形式にしたもの)

の)を格納したCD(提出枚数:1枚)

ウ 提出期限

平成27年10月29日(木)午後5時(必着)

(4) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 提出書類の不備など本プロポーザルの募集要件を満たさない場合は、失格とする場合がある。

ウ 制約事項

(ア) 提出書類及びCDの作成並びに提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(イ) 提出された書類及びCDは、事業者の選定以外には使用しない。

(ウ) 提出された書類及びCDは、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出期限後の提出書類及びCDの差替えは、一切受け付けない。

(オ) 提出された書類及びCDは、全て返却しない。

5 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問のできる者

本書及び参加表明書(様式1)を除き、仕様書など前記4(1)イの交付書類について質問できる者は、平成27年10月23日(金)午後5時までに前記4(2)アの参加表明書を提出した者に限る。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、代表からの質問のみを受け付け、コンソーシアムの構成員からの質問は受け付けない。

※ 平成27年10月23日(金)午後5時以降であっても、平成27年10月29日(木)午後5時までは参加表明書の提出を受け付けるが、この期間に参加表明書を提出する者からの質問は受け付けない。

(2) 質問期限

平成27年10月23日(金)午後5時(必着)

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けない。

(3) 質問方法

後記「10 問合せ及び提出先」に、電子メールで問い合わせることとし(様式は任

意とする。), 面談又は電話での質問は一切受け付けない。

(4) 回答日及び回答方法

平成27年10月27日(火)に回答することとし、回答時点において参加表明書の提出のあった者全員に対し、質問事項及びその回答を電子メールにより一斉送付する。

なお、回答の送付後に参加表明書を提出する者に対しても、上記の質問事項及びその回答を電子メール等により通知する。

6 審査方法

提出された企画提案書等の書類について、後記「7 受託候補者の選定に関する審査基準」に基づき、審査を行う。

なお、提出された書類に対し、次のとおり、提案者からのプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時

平成27年11月4日(水)(予定)

※ 時間等の詳細については、別途通知する。

(2) 実施場所

京都市役所内会議室

(3) 注意事項等

ア プレゼンテーションの出席者について、事前に本市に連絡すること。

イ プレゼンテーションに参加しなかった者は失格とする。

ウ プレゼンテーションでは、提案者が企画提案の概要の説明を行い、その後、本市から質問を行う。

エ プレゼンテーションの実施時間は、40分間とし、そのうち、企画提案の説明時間を25分、質疑応答時間を15分とする。

オ 企画提案の説明方法は提案者の任意とするが、要点を絞って行うこと。

カ 提案者の希望があれば、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意するが、それ以外に必要なパソコン等は提案者が用意すること。

キ 企画提案書のほかに、プレゼンテーション用資料を別途作成する場合は、プレゼンテーション時に当該資料を5部本市に提出すること。

なお、本市に提出された当該資料は全て返却しない。

7 受託候補者の選定に関する審査基準

別紙3「京都どこでもインターネット（KYOTO Wi-Fi）の整備運用業務に関する提案内容評価要領」及び別紙4「京都どこでもインターネット（KYOTO Wi-Fi）の整備運用業務に関する提案内容評価表」のとおりとする。

8 受託者の決定

(1) 受託候補者の決定

前記「7 受託候補者の選定に係る審査基準」に基づき、本市が設置する選考組織が、企画提案書等の内容について審査を行い、全ての企画提案の順位を決定のうえ、最も優れた提案をした者を受託候補者に選定して協議を行う。

なお、本プロポーザルに参加する者が1者のみであっても、審査を行い、評価点の合計が50点以上のときは、受託候補者として選定する。

(2) 審査結果の通知

ア 審査結果（提案者の順位）については、書面をもって通知する。（平成27年11月6日（金）発送予定）

イ 通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は、平成27年11月13日（金）午後5時までに書面で、後記「10 問合せ及び提出先」まで提出すること。

ウ 提出は持参によるものとし、郵便及び電送（電子メール、FAX等）での提出は認めない。

エ 提出のあったものについては、平成27年11月20日（金）までに書面をもって回答する。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、受託者に決定する。

なお、受託候補者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の提案をした者を新たな受託候補者として協議を行い、以下順位においても同様とする。

(4) 選定結果の公表

受託者の決定後、選定結果について、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報の総合企画局のホームページ上において公表する。ホームページのURLは次のと

おり。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-3-0-0-0-0-0-0-0.html>

9 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 委託内容

委託内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 委託期間

委託期間は、平成27年12月14日から平成29年12月31日までとする。

(4) 特約事項

ア 提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

イ 受託者が、本件の契約について、企画提案書等に記載された金額で履行できない場合は、本市に対し、違約金を支払わなければならない。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りでない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 委託料の支払

受託者は、四半期ごとに本市に対し検査を依頼することとする。

本市は、受託者が検査に合格したときは、受託者から委託料に係る請求を受けてから30日以内に支払を行う。

10 問合せ及び提出先

京都市総合企画局情報化推進室行政情報化推進担当（担当：清水，水谷）

〒604-0931

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地2 消防庁舎7階

TEL 075-222-3257

FAX 075-222-3259

メールアドレス joh@city.kyoto.lg.jp

(総合企画局情報化推進室)